



STOP!

転倒災害

管内事業場の
取組み・改善好事例集

亀戸労働基準監督署

令和3年7月作成

目次

はじめに	2
------	---

好事例集	5
------	---

事例1	備品置き場の指定	5
事例2	スロープ幅の改善	6
事例3	階段・段差の滑り止め	7
事例4	吸水マットの設置と清掃	8
事例5	握りやすい階段手すりの導入	9
事例6	ストレッチの実施	10
事例7	耐油性安全靴の導入	11
事例8	定期的な靴の交換	12
事例9	スリッパ底の滑り止め	13
事例10	滑り止め着用の徹底	14
事例11	滑りやすい場所の注意喚起	15
事例12	トラック荷台・ゲートへの積み込み目安ラインの表示	16
事例13	階段の左側通行の徹底・ステッカーの掲示	17
事例14	天候に合わせた注意喚起	18
事例15	注意喚起の掲示	19

参考資料	20
------	----



亀戸労働基準監督署
安全衛生推進キャラクター
カメヨシくん

はじめに

●「転ぶのなんて大したことない」と思っていませんか？

「転倒災害」は文字通り、労働者がほぼ同一平面上で転んだことにより負傷した災害などをいいます。「転ぶ」と聞くとなんだか日常的で、大したことがない災害に聞こえるかもしれませんが。そこで、ここでは転倒災害の恐ろしさをデータをもとに見ていきます。

①すべての災害の中で最多

転倒災害の最大の特徴は、その件数の多さです。令和2年中に全国で発生した休業4日以上[※]の労働災害を見ると、**全ての労働災害の中で最多**となっています（約13万件のうち約3万件が転倒災害）。また、**業種にかかわらず上位を占める災害**であり（表1）、どんな職場でも例外なく発生しやすいといえます。

表1. 令和2年に全国の各業種で発生した休業4日以上[※]の労働災害について、上位3つの事故の型を示したもの。()内は件数。（資料出所：厚生労働省「労働災害統計」）

	商業	保健衛生業	製造業	建設業	運輸業
1位	転倒 (6,456)	転倒 (5,400)	はさまれ、 巻き込まれ (6,209)	墜落、転落 (4,756)	墜落、転落 (4,674)
2位	動作の反動、無 理な動作(腰痛等) (3,145)	動作の反動、無 理な動作(腰痛等) (5,393)	転倒 (5,094)	転倒 (1,672)	転倒 (3,287)
3位	墜落、転落 (2,578)	その他 (新型コロナウイルス感 染症による肺炎を含む) (5,260)	墜落、転落 (2,943)	はさまれ、 巻き込まれ (1,669)	動作の反動、無 理な動作(腰痛等) (3,200)

②決して侮れない重傷率

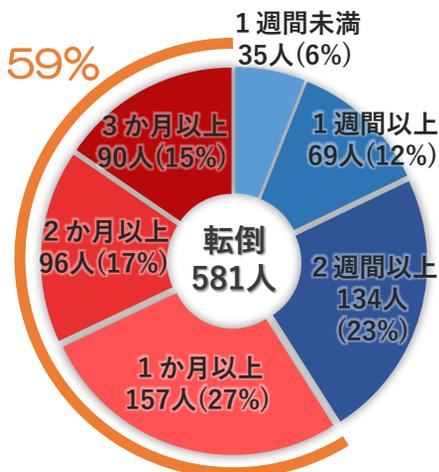


図1. 平成28年から令和2年の5年間に、亀戸署管内で発生した転倒災害の休業見込日数別内訳（資料出所：労働者死傷病報告）

転倒災害の休業見込日数[※]について、亀戸署管内（江東区内）のデータを使ってさらに詳細を見てみます。平成28年から令和2年の間に発生した転倒災害581件について、休業見込日数の内訳を見てみると、**6割近く（59%）が1か月以上**となっています（図1）。転倒災害による重傷率は、決して侮れないと言えるでしょう。

また、同581件のうち、**骨折を伴ったケースは65%にのぼります**。さらに、転倒時に頭部を打つと、最悪の場合死亡することもあります。転倒災害は、十分に恐ろしい災害なのです。

[※]休業4日以上[※]の労働災害が発生した際、事業者は所轄労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出する義務がありますが、その時点での休業見込日数を報告させているものです。

● 高齢労働者*ほど要注意！発生率高く、重傷になりやすい

厚生労働省の分析によると、**転倒災害は労働者の年齢が高いほど、また経験年数が短いほど発生しやすい**ことがわかっています（図2）。ご自身の事業場に、現在のお仕事に配属されて間もない高齢者がいらっしゃる場合は要注意です。

さらに、**亀戸署管内で過去5年間に発生した転倒災害を**見てみると、**転倒災害における休業見込日数は、年齢が上がるほど長期化する**傾向にあることが読み取れます（図3）。一般に、加齢とともに身体強度や運動機能が低下するため、わずかなつまずきであっても重傷になりやすいとされています。

ご自身の事業場で高齢の方が働いている場合、転倒災害の防止は特に徹底していただきますよう、お願いいたします。

なお、転倒災害も含め、高齢労働者の労働災害防止対策については、厚生労働省が令和2年3月に「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」を公表しています（→P22）。

※「高齢労働者」に決まった定義はありませんが、厚生労働省による各種施策では、60歳以上の労働者を想定することが多いです。

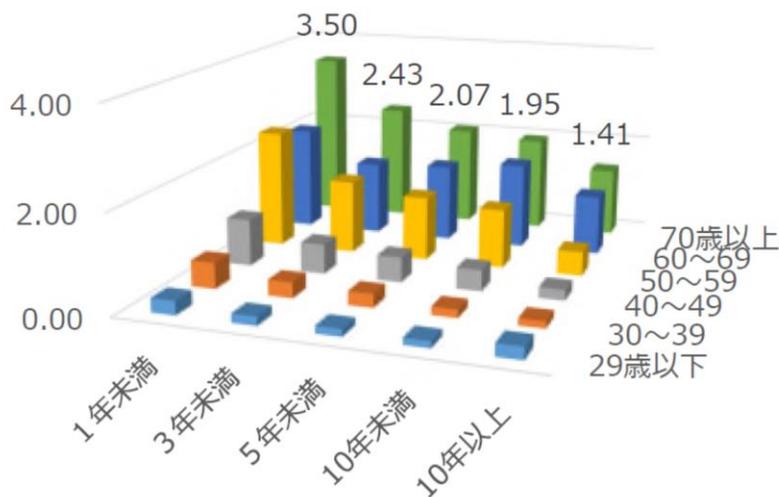


図2. 平成30年に全国で発生した休業4日以上転倒災害の、年齢別・経験期間別発生率（千人率）※

※発生率（千人率）

$$= \frac{1 \text{ 年間の死傷者数}}{1 \text{ 年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

資料出所：厚生労働省「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書～エイジフレンドリーな職場の実現に向けて～」

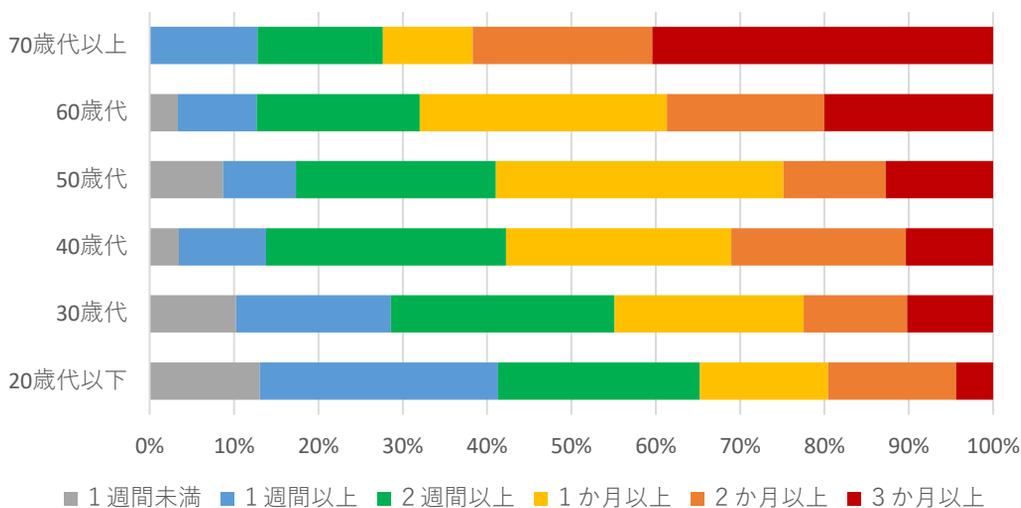


図3. 平成28年から令和2年の5年間に亀戸署管内で発生した転倒災害について、年齢別に休業見込日数の割合を示したもの。（資料出所：労働者死傷病報告）

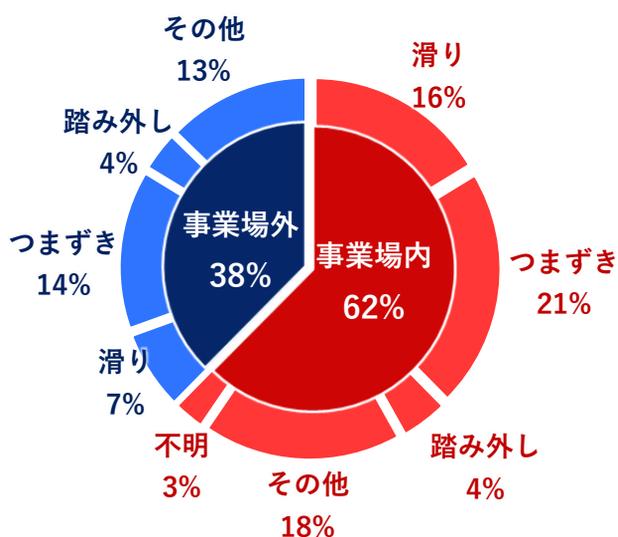
● 事業者の皆様が取り組みが必要です！

転倒災害も、仕事が発生する「労働災害」である以上、事業者の皆様にはその防止に取り組む責任があります。では、どのような対策が効果的でしょうか？

参考として、令和2年中に亀戸署管内で発生した転倒災害について分析してみます（図5）。全141件のうち、**6割以上は被災者の所属する事業場内で発生**しています。しかも**そのうち66%（全体の41%）は、転倒災害の典型とも言われる「滑り」「つまずき」「踏み外し」により発生している**ことがわかります。つまり、事業場内を整理整頓・清掃し、階段に滑り止めを付けるなど、事業場内の環境・設備に工夫を施せば、これらの災害を効果的に減らすことができそうです。

一方で、**事業場外で発生した災害が4割弱を占める**こともまた事実です。ここには、客先の事業場内や、出先へ移動中の路上などで発生した災害が含まれますが、このような場合、事業者が自ら環境や設備を管理することはできません。代わりに、労働者に防滑靴などの用具を使用させたり、日頃から身体機能を維持させる取り組みをすることで、転倒災害の予防や重症化の防止を図ることができるでしょう。

この好事例集では、これらの対策を可能な限り広く取り上げました。ぜひご参考にいただき、ご自身の事業場の業務内容に応じた転倒災害防止対策をご検討ください。



◀図5. 令和2年中に亀戸署管内で発生した休業4日以上転倒災害の発生場所別・類型別内訳（資料出所：労働者死傷病報告）

「事業場外」には、同法人の別事業場で発生したものを含む。なお、階段を踏み外したこと等による災害は転落を伴うことが多く、災害発生状況により墜落・転落災害として分類された場合には、このグラフに含まれない。

注意！

- この資料における事例の掲載順は、原則として①危険そのものを除去できる対策、②労働者が危険に晒されないための設備的対策、③マニュアル整備等の管理的対策、④個人用保護具の使用等の順としています。これは労働災害防止対策を講じるうえで考慮すべきとされる優先順位※に則しています。
- ただし、**この資料はあくまで事例集であり、事業場で行うべき対策を網羅的に示したものではありません。**労働災害防止対策を実施するにあたっては、この資料への掲載の有無にかかわらず、極力根本的な対策を選択してください。

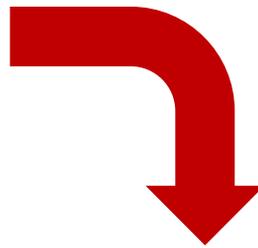
※ 厚生労働省による「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年指針公示第1号）において示された、リスク低減措置の優先順位によっています。

事例 1 : 備品置き場の指定

レジカウンター内に置かれたカゴにつまずくことを防止するため、従業員の動線から外れる場所にカゴ置き場を指定し、指定位置に置くよう従業員に教育を行った。



< before >



< after >



Point!

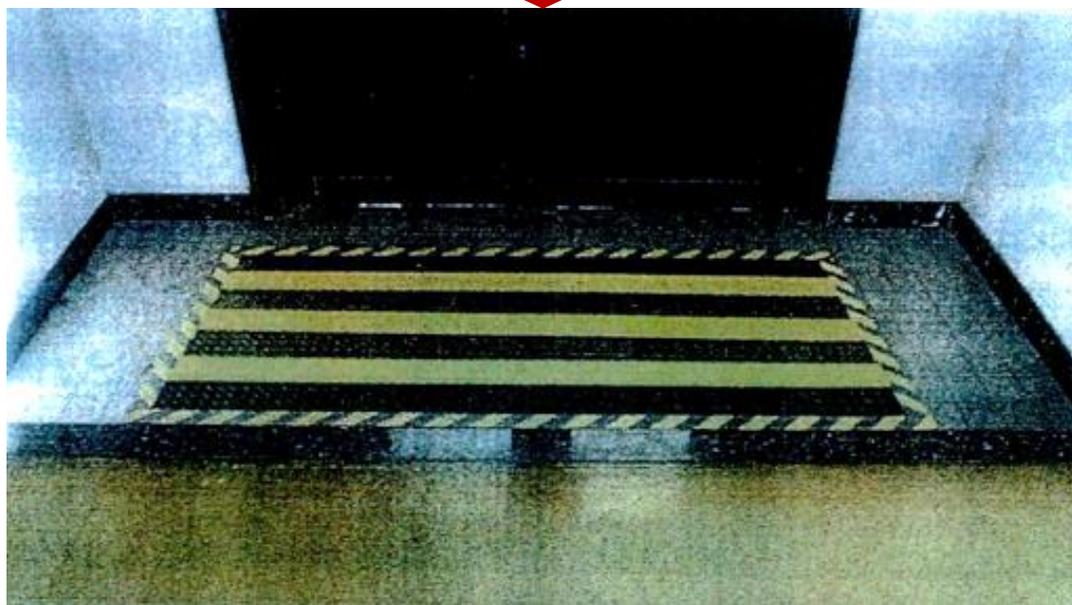
- つまずく要因が生まれることを予防できます。
- キャスター付き台車を採用して、万が一つまずいた際にもカゴが容易に動くようにしています。

事例2：スロープ幅の改善

スロープの端を踏み外したことによる転倒災害が発生したことから、スロープの幅を広げ、さらに端にトラテープを貼って転倒危険箇所の「見える化」を図った。



< before >



< after >



Point!

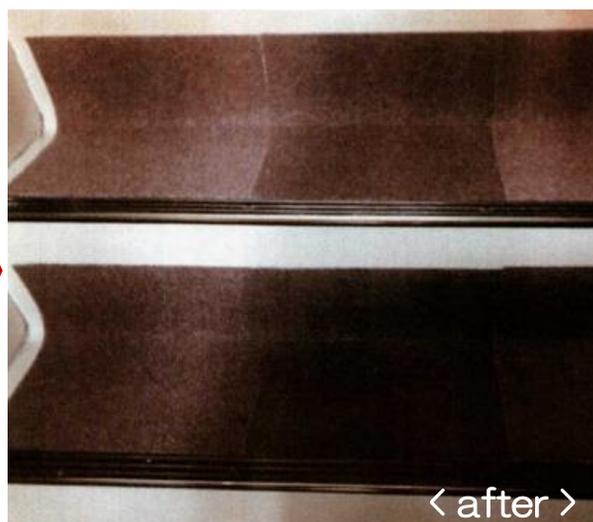
- 踏み外し対策は、段差をなくすことから検討しましょう。
- 危険箇所の明示も効果的です。

事例3：階段・段差の滑り止め

- 水に濡れた金属部分で足を滑らせてしまったことから、金属部分に滑り止めテープを貼り、こまめな拭き掃除を心掛けた。



- 階段の昇降中に転倒したことから、踏み板に絨毯マットを敷いて、滑りにくくする工夫をした。



Point!

- 滑りやすい部分に応じて、適切な滑り止めを施しています。

事例4：吸水マットの設置と清掃

手洗い場付近の濡れた床に滑って転倒する災害が発生したことから、床に吸水マットを敷くとともに、床清掃の状態を確認するチェック表を作成した。



< before >



< after >



Point!

- 濡れやすい特定の場所がある場合には、マットの設置やこまめな清掃が効果的です。
- 油を使う事業場などでも、吸油性のシート等を用いた対策が考えられます。

事例5：握りやすい階段手すりの導入

握りやすく滑りにくい手すりを採用し、階段昇降中の転倒、墜落・転落災害の防止を図った。



Point!

- 手すりの凹凸により握りやすくなっています。
- 足元の滑り対策との合わせ技で、より効果的な対策になります。

事例6：ストレッチの実施

出発前点呼時に、2～3分で行うストレッチを導入した。



Point!

- 労働者の身体機能の改善により、転倒だけでなく、腰痛対策にも効果が見込まれます。
- 適切な体操を行う機会を、事業者側から提供することが重要です。



転倒・腰痛防止用視聴覚教材のご案内

(独)労働安全衛生総合研究所にて、専門家の議論に基づき、「**転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」**」が製作されました。

その他、転倒・腰痛予防に役立つ視聴覚教材を下記ページにて掲載しております。ぜひご活用ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai.html>



事例7：耐油性安全靴の導入

事業場の作業環境に適した、耐油性の安全靴を採用した。



< before >



< after >



Point!

- 安全靴は、作業内容に適した仕様のものを選択しましょう。床が油で滑る場合、底面は耐油性の（油による劣化に強い）ものが適切です。

事例8：定期的な靴の交換

靴底が摩耗し、滑りやすい状態の靴を労働者が使用し続けられないよう、定期的に靴を交換することとした。



Point!

- 定期的な交換の機会を、事業者側から用意することが重要です。

事例9：スリッパ底の滑り止め

事務所内で履くスリッパの底に滑り止めに貼った。



Point!

- 一般的にスリッパは滑りやすいため、まずはゴム底の靴などに置き換えることを検討しましょう。
- やむをえずスリッパを使用する場合、この事例のように滑り止めに貼ることで、滑るリスクを減らすことができます。



事例10：滑り止め着用の徹底

ワックスや剥離剤を使用する際は靴に滑り止めカバーを着用するよう、作業手順の遵守徹底を図った。



< before >



< after >



Point!

- 防滑靴の常時着用や、防滑靴への履き替えが困難な場合には、この事例のように、靴の上から滑り止めを着用する方法があります。
- 確実な実施のためには、個々の労働者による作業手順の遵守が必要なので、周知徹底を行いましょう。

事例11：滑りやすい場所の注意喚起

雨天時に事業場構内の排水用丸鉄板で足を滑らせる災害が発生したことから、鉄板に白色蛍光塗料を塗装し、注意喚起を行った。



Point!

- この事例のように、滑る箇所に常時マットを被せるようなことが困難な場合には、目立つ色による注意喚起表示が有効です。

事例12：トラックの荷台・ゲートへの積込み目安ラインの表示

荷台いっぱいになり、足の踏み場がなくなるのを防止するため、積み込みはここまでとわかる目安のラインをトラテープで表示した。荷台からの墜落・転落災害を防止するだけでなく、ゲートにつまずくリスクも低減できる。



Point!

- 踏み外しやつまずきの防止につながる表示です。
- 対策の効果を上げるため、表示の意味を労働者にしっかり周知しましょう。

事例13：階段の左側通行の徹底・ステッカーの掲示

階段の左側通行を徹底し、さらに転倒災害防止ステッカーを活用して注意喚起を強化した。



< before >



< after >

Point!

- 左側通行の徹底により、労働者どうしの出会い頭の衝突を防ぐことができます。
- 転倒災害防止ステッカーは、厚生労働省ホームページよりダウンロードし、自由に記載して使用することができます。→詳しくはP19へ



事例14：天候に合わせた注意喚起

雨天時に出先で転倒災害が発生したことから、現場に出発する前の従業員の目に留まるような注意喚起を掲示した。



Point!

- 雨天時や冬季に合わせてピンポイントで注意喚起を行えば、労働者の意識を効果的に向上できそうです。
- 滑りにくい靴の導入などの対策も、忘れずに検討しましょう。

事例15：注意喚起の掲示

転倒災害の注意喚起をするポスターやステッカーを掲示し、安全意識の高揚を図った。

●出入口にポスターを掲示

出入口に注意喚起の掲示を行う



▶ ステッカーをダウンロードできます

厚生労働省では、転倒災害を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開しています。

厚生労働省ポータルサイト「職場のあんぜんサイト」内に、編集可能な見える化ステッカーを掲載しています。



●休憩室にステッカーを掲示



ダウンロード
はこちら



参考資料



【参考1】厚生労働省が作成した資料等

すべて厚生労働省のポータルサイト「職場のあんぜんサイト」に掲載されています。

▶ 「STOP！転倒災害プロジェクト」 ホームページ

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>



転倒災害の防止に関する各種情報を掲載しています。

- STOP！転倒災害プロジェクトのリーフレット・実施要綱など
- 転倒災害防止に関する資料・教材
- 転倒災害対策の好事例

▶ 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyoza.html>



転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。

- ～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～
(4分15秒)
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)
- ～飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分56秒)
- ～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材～
(8分55秒)

【参考2】「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (令和2年3月16日公表) の概要について

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

別添資料 1

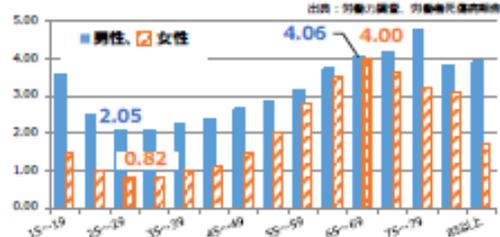
このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高齢層で相対的に高い。
(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



➡ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

* 経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用



転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

（厚生労働省「STOP!転倒災害プロジェクト」リーフレットより引用）